

元市職員の収賄事件に係る判決について

元市職員である叶野淳（かのう あつし）の収賄事件に係る判決について、お知らせします。

判決は、令和2年2月13日午後1時30分から東京地方裁判所立川支部で行われた公判にて言い渡されました。

内容は、令和2年1月16日に行われた公判で検察から示された、懲役1年2か月、追徴金20万円の求刑に対し、懲役1年2か月、追徴金20万円、執行猶予3年とのことでした。

【本件に係る市長コメント】

本日、元市職員が起こした収賄事件に係る判決が言い渡されました。

市といたしましては、現在、二度とこのようなことが起こらないよう、職員の服務規律、法令遵守の徹底を図るとともに、事件が発生した原因を分析し、再発防止策の検討を行っており、引き続き、市民の皆様の信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。